

2 月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和 7 年 2 月 18 日（火） 午前 10 時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下 1 階 B 1 会議室	
出席者	委員	北谷教育長、柳澤委員、梅田委員、川村委員、新井委員 【計 5 人出席】
	事務局	小林課長補佐、荒谷
	理事者	【教育委員会】 垣見教育部長、若林教育部次長、土田教育政策課長、徳岡教育総務課長、石増教育施設課長、引野教職員課長、原田地域教育課長、松浦文化財課長、牧野学校教育課長、大西教育 DX 推進課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、高保健給食課長、中口教育支援・相談課長、森西中央図書館長、圓山一条高等学校事務長 【子ども未来部】 保田子ども未来部次長、松田子ども政策課長、片岡保育総務課長
開催形態	公開（傍聴者なし）	
議 題	1 教育長報告 教育長報告（1） 令和 6 年度 3 月補正予算要求額について 非公開 教育長報告（2） 令和 7 年度予算要求額について 非公開 2 議案 議案第 36 号 奈良市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正について 議案第 37 号 令和 7 年度奈良市立学校の教材使用の承認について 議案第 38 号 「第二次奈良市子ども読書活動推進計画」の策定について 3 その他報告事項 その他報告事項（1）奈良市立小学校におけるいじめ事象について 非公開	
決定取り纏め事項	1 教育長報告 教育長報告（1） 令和 6 年度 3 月補正予算要求額については、了承した。 教育長報告（2） 令和 7 年度予算要求額については、了承した。 2 議案	

	<p>議案第 36 号 奈良市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正については、原案どおり可決した。</p> <p>議案第 37 号 令和 7 年度奈良市立学校の教材使用の承認については、原案どおり可決した。</p> <p>議案第 38 号 「第二次奈良市子ども読書活動推進計画」の策定については、修正案で可決した。</p> <p>3 その他報告事項 その他報告事項（1）奈良市立小学校におけるいじめ事象については、報告を受けた。</p>
担 当 課	教育政策課
議事の内容	
教 育 長	<p>皆さんおはようございます。2月定例教育委員会を始めさせていただきます。</p> <p>まず、事務局より資料の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>資料については、既にお配りしているとおりでございます。なお、その他報告事項（1）の資料につきましては、会議終了後回収させていただきますので、よろしくをお願いします。</p>
教 育 長	<p>本日の委員会は委員全員が出席しており委員会は成立いたします。ただいまから2月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、私と新井委員でお願いいたします。</p> <p>次に、会議録の確認を行います。1月定例教育委員会の会議録の署名委員は、柳澤委員です。柳澤委員からは2月10日の事前説明にて既にご承認、ご署名をいただいておりますので、ご報告いたします。ありがとうございました。</p> <p>本日は、傍聴者はおられません。</p> <p>本日の案件は、教育長報告2件、議案3件、その他報告事項1件でございます。なお、先月使用承認した後援名義は11件でございましたので、ご報告いたします。</p> <p>本日の案件のうち、教育長報告（1）及び教育長報告（2）は奈良市情報公開条例第7条第5号、その他報告事項（1）は奈良市情報公開条例第7条第2号に当たる事項が含まれているため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがでしょうか。</p>
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって、教育長報告（1）、教育長報告（2）及びその他報告事項（1）は非公開とすることに決定いたしました。な

お、その他報告事項（１）は関係部課長のみでの審議といたします。

それでは公開の案件から始めます。議案第 36 号「奈良市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正について」、教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

奈良市特別支援教育就学奨励費は、市立の小学校若しくは中学校の特別支援学級又は通級指導学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担軽減のため、国庫補助金を活用し、学校で必要な経費の一部を援助しております。これまで、保護者からの申請、辞退、内容の変更につきましては、学校長を経由して教育委員会に提出することとしておりましたが、申請手続きに係る保護者の負担軽減のため、就学援助制度におきましても、既に導入しております電子申請で対応できるようにいたします。

電子申請の導入により、直接教育委員会への申請等が可能となるため、資料 2 ページの新旧対照表、改正案のとおり、規則第 6 条第 1 項の申請におきましては、「当該児童生徒が在籍する小学校又は中学校の学校長（以下「学校長」という。）を経由して」の部分の削り、第 7 条第 1 項につきましては、支給区分の決定におきまして、前条改正に伴い文言の修正を行うため、前条で削除した学校長を示す文言といたしまして、「当該調書に係る児童生徒が在籍する小学校又は中学校の学校長（以下「学校長」という。）」を追記いたします。さらに第 10 条におきましては、変更の届け出におきましても学校長を経由しないため、届け出先から学校長を削り、奈良市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正するものでございます。なお、改正後の規則におきましては、令和 7 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

教 育 長

ありがとうございます。それではこの件につきましてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

柳 澤 委 員

当該学校の校長は、当該学校児童生徒がこの奨励費を受けているか否かについて、知り得る立場には置かないという趣旨なのか。校長を経由しないということですが、校長宛にフィードバックするという業務上の責任はあるのでしょうか。校長がどの範囲の内容を知るべきかということをお伺いしたい。

教育総務課長

ご回答させていただきます。認定後は、校長先生宛に認定者の名簿を提出させていただいています。その理由といたしましては、支給におきまして、学校への支払いのうち保護者が滞納している部分がある場合、学用品費等々の項目について学校への滞納部分がある場合は、この支給の部分を学校長宛に支給することができることとさせていただいている

部分もございます。そのため、学校長の方に決定通知等々、意見を聴取することも認めております。

柳澤委員 この規則には載らないけれども、そういった事務上の手続きがあり、管理しているということですね。分かりました。

教育長 ほかにございませんでしょうか。
それでは、ご意見がないようですので、議案第36号「奈良市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案どおり可決することに決定をいたしました。
次に、議案第37号「令和7年度奈良市立学校の教材使用の承認について」、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長 このことにつきまして、一条高等学校から教材使用の申請が出されております。申請がございましたのは、外国語科の専門教科「英語」のうち、エッセイライティングⅡ、時事英語、英語理解、そして第二外国語において使用する教材でございます。これら4つの科目につきまして、教科書目録に登載される検定教科書がございません。このことから、奈良市立学校の管理運営に関する規則第41条の規定に基づき、検定教科書に代わる教材の承認をお願いするものでございます。

それでは、資料の1ページをご覧ください。申請されております7点の教材につきまして、順にご説明させていただきます。7点全て、本年度使用の教材からの継続となっております。なお、先ほど申し上げました奈良市立学校の管理運営に関する規則第41条につきましては、資料の2ページにお示しさせていただいております。

まず、エッセイライティングⅡでございます。この科目は、英語を通じて外国語の事情や異文化について理解を深めるとともに、異なる文化を持つ人々と積極的にコミュニケーションを図るための態度や能力の育成を目標とするもので、外国語科の3年生が使用をいたします。申請のありました教材は、本年度のエッセイライティングⅡの授業におきまして指定しております。日常的なことから歴史や文化まで多様な話題が取り上げられており、写真や絵が効果的に配置され、内容の理解を助けるものとなっております。各課は、英語の文法や語彙、語法を学ぶだけでなく、意見交換や発表活動など、実践的な表現活動に取り組むことができる構成となっております。また、関連動画や文法問題などオンライン教材も充実しており、予習・復習をすることができるため、自主的な学

習を促すことができます。生徒の能力、意欲に応じた取組を通して実力の向上を図ることができる教材でしたので、来年度も継続して使用することを申請いたします。

続きまして、時事英語でございます。この科目は、新聞やテレビ、情報通信ネットワークなど、様々なメディアにおいて用いられる英語を理解するとともに、必要な情報を選択し、活用する基礎的な能力を養うことを目標とするもので、外国語科の3年生が使用いたします。掲載されております文は適度な難易度となっており、また、内容も、政治、経済、文化、地球環境など身近な問題が多いため、読み進めていきやすいものとなっております。各課にデータの読み取りやペアワーク、ディスカッション、ライティングやプレゼンテーション課題が設定されており、充実した構成となっております。また、音声データを各自でダウンロードすることができるため、自宅でリスニングの学習を自主的に行うことも可能です。4技能のスキルをバランスよく身につけることができる教材であるため、継続しての使用を申請いたします。

続きまして、英語理解でございます。この科目では、英語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、情報や考えなどを的確に理解し、自らの考えを深める能力を伸ばすことを目標としており、外国語科の3年生が使用いたします。申請のございました教材は、英語についての理解を深め、文化的背景の異なる人々とのコミュニケーションの図り方や自己表現を学ぶことができるように編さんされており、学習を通して英語の多様性に関する知識と理解を深めることができるものです。また、自己表現活動を促すアクティビティも豊富であるため、文化的知識を広げ、実践的に学習を進めていくことができます。また、音声データもダウンロードやストリーミング視聴が可能な教材であるため、継続しての使用を申請いたします。

最後に、外国語科では英語圏以外の言語や文化に触れることを通して、グローバルな視点を持つこと、また、広く世界をとらえる感覚を養うことを目標とし、第二外国語科目として英語以外の外国語を学習しております。現在、一条高等学校では、2年生におきまして4言語の講座が開講されることになっており、専門の教材を使用いたします。

まず、ドイツ語の教材です。各課の学習項目が見開きで、要点が分かりやすくまとめられております。掲載されている本文は、日常に即した内容の会話が中心であり、親しみやすく無理のない分量です。練習問題も、段階を追った難易度で構成されているため、自学しやすいものとなっております。また、文法の振り返りや基本語彙がまとめられたページは、語彙や文法の定着に活用することができると思います。本年度の使用におきましても、初学者が段階を踏んでドイツ語を獲得していくことができましたため、来年度も継続しての使用を申請しております。

次に、フランス語の教材です。各課で取り上げられる会話や読み物は、楽しみながらフランスの日常生活や文化への理解を深めるために効

果的なものです。課末にある語彙や表現のコーナーは実用的なものが多く、活用しやすいです。文法説明が複雑すぎず、端的にまとめられており、分かりやすいものとなっております。段階的に文法や文章の組み立て方、考え方が理解できる構成となっております。また、タスクも4技能を用いて活動することができるよう工夫された教材であるため、継続しての使用を申請しております。

3点目は、中国語の教材です。この教材は、各課で取り上げられている文法事項や語彙が精選されており、適度な分量となっております。また、生徒が想定しやすい具体的な設定の会話文は、親しみやすく内容を理解しやすいと考えます。写真やコラムが随所に添えられており、初学者の生徒でも、中国の生活や文化に触れながら学習を進めていきやすい構成の教材であるため、継続して来年度も申請しております。

最後に、スペイン語の教材は、日常生活に即した内容の会話文から文法事項の学習への導入がなされており、親しみながら学習を進めていくことができるものとなっております。各課で学ぶ動詞や単語、その表現方法が効果的にまとめられており、難易度も適していて、効率よくスペイン語の基礎が習得できると考えます。また、まとまった分量でスペイン語を書く課題も設定されており、より実践的な学習をすることができる教材です。このことから、これまで使用してきた教材を、来年度も申請しております。

なお、第二外国語で使用する教材につきましては、いずれも大学等で扱われている内容となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教 育 長 それではこの件につきましてご意見、ご質問はいかがでしょうか。

川 村 委 員 添付資料に、昨年度分と今年度分、来年度分の時間割の教育課程を載せていただいているのですが、今説明いただいた教科書は、令和7年度の2年生と3年生が使うという意味ではないのですか。

学校教育課長 今回申請させていただいておりますのは、来年度の2年生と3年生が使用する教材ということになりますので、第二外国語につきましては、令和6年度の入学生が使用するものとなります。

続きまして、最初の3つの科目につきましてエッセイライティングⅡ、時事英語、そして英語理解につきましては、令和5年度の入学生が3年生となりますので、そちらで使用するものということになっております。

川 村 委 員 そういう意味合いで3枚、教育課程を載せてくださっているのですね。分かりました。ありがとうございます。

教 育 長

ほかにございませぬか。よろしいでしうか。

それでは、ご意見がないようですので、議案第 37 号「令和 7 年度奈良市立学校の教材使用の承認について」、採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませぬか。

各 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。よって、議案第 37 号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第 38 号「第二次奈良市子ども読書活動推進計画」の策定について、中央図書館長より説明願います。

中央図書館長

子ども読書活動推進計画は、子どもがあらゆる機会、あらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境作りのため、家庭、地域、学校などの関係機関、民間団体等が連携・協力して行う、子どもの読書活動の推進に関わる具体的な取組について集約した計画です。そこで、本市の計画に関しまして、概要版でご説明をさせていただきます。

本市の前計画は、国の第一次基本計画をもとに作成したものであり、今回の第二次計画は、国の第二次から第五次までの基本計画における要素を取り入れて作成させていただいております。したがって、今回の第二次計画の基本方針として、「子どもたちの自主的な読書活動の推進」、「すべての子どもが本に親しみることができる機会の確保」、「子ども読書活動推進の環境整備」というように定めさせていただきました。そして、計画の目標として「豊かな人間性を養い、生涯にわたり学び続け、未来を切りひらく子どもたち」を、本市が読書活動を通じて目指す子ども像とさせていただきます。

右下に、計画の概要を記載しておりますのでご覧ください。4 番に本計画の対象者を書かせていただいております、概ね 18 歳までの子どもとなります。また、5 番の計画の期間といたしまして、国の発出する基本計画が 5 年ごとのタイミングであることから、本市でもそれに倣い、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とさせていただきます。6 番の計画の進行管理といたしまして、計画に短期的指標と長期的指標を設定し、奈良市子ども読書活動推進懇話会で、進捗の点検・評価をいただくことにしております。また、計画を通しての重要な考え方として、子どもの発達段階に応じた取組を行ってまいります。

以上の第二次計画の策定に当たりましては、令和 5 年度に帝塚山大学教育学部教授の徳永先生を座長とする奈良市子ども読書活動推進計画改定検討会を立ち上げ、委員の皆様からご意見や最新の動向をご教授いただくとともに、都度都度におきまして、考え方などをご相談申し上げた次第です。

計画を進める上での具体的な取組につきましては、家庭、地域、学校といった事業の実施主体などの観点も含めまして、庁内の関係各課と調整を進めました。また、昨年6月に市内の小・中学校の児童生徒にアンケートを実施し、1,600名以上の子どもたちから回答を得ました。その結果から、本市の子どもたちの読書に対する姿勢や態度を確認するとともに、計画の中で、短期的指標、長期的指標を設定するに当たって活用させていただきました。実際のアンケート結果につきましては、計画本体の資料編に掲載しております。

また、昨年10月の1か月間、パブリックコメントを実施し、10名と1団体の方から、合わせて18件のご意見を頂戴いたしました。寄せられたご意見から、計画案の文言修正や、新たに事業を追加するなどさせていただきました。このパブリックコメント結果につきましても、計画本体の資料編に掲載しているほか、先月の定例教育委員会会議でのご報告の後、市のホームページで公開しております。

今後につきましては、計画期間がスタートする今年の4月からこの計画に基づき事業を進めていくこととなりますので、実際に取組を行っている庁内の関係各課を集めて、第二次計画の趣旨など内容を説明する場を設ける予定でございます。また、子どもの読書に対する関心を高めるために、教員に対して研修の機会を設けることも必要ではないかと考えております。このことにつきましては、学校教育課と相談しながら取り組みたいと思っております。併せて、全ての子どもが本に親しむことのできる環境を整備していくためには、保護者や周りの大人に対しても、読書の大切さや楽しさについて啓発する必要がありますので、その啓発方法についてもしっかりと検討してまいります。

本案件についてのご説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

教 育 長 ありがとうございます。それでは、この件につきましてご意見、ご質問等をいただけますでしょうか。

川 村 委 員 ありがとうございます。この計画について、もちろん異議はございません。その中で、数点気になったことを確認させていただきたいと思っております。

計画の8、9ページを拝見する中で、9ページの下の方には19年間での経過報告をまとめてくださっているんですが、8ページの平成17年度と令和6年度の調査の比較という項目は、私の個人的な意見ですが、平成と令和が混在して、どれだけの時間経過なのかがぱっと見て分かりづらいです。末尾に19年間という表記はしていただいておりますけれども、西暦での表記をこちらに追加できないでしょうか。例えば、平成17年度のところに2005年、令和6年度のところに2024年という表記を括弧書きで入れていただくと、一行見ただけで、19年間が経ってい

るんだということがとても自然に入ってきます。そのように年号が変わる場合には、こういう資料では西暦の表示が必要ではないかと感じました。

また、33 ページに今後の進捗管理及び指標についてまとめてくださっています。先ほど、座長を設けた委員会で様々なご意見を頂いたという今までの過程をご説明いただきましたが、教育委員会でも今後の管理や指標について共有し、一緒に見直していくということをしていただきたいと思います。ここに記載するかどうか等はお任せしたいと思うのですが、そういう意味合いも込めたものもしっかり持っていただきたいと思います。

それと、36 ページに読書アプリの活用について書いてくださっているんですが、現状値を令和5年度、目標値を令和11年度末で載せてくださっています。5年という単位でお考えだということも理解しておりますが、報告、学校現場への周知等については、もし負担感がなければ年度ごと、細かく言えば学期ごとデータを出していただくなど、定期的なチェック体制も用意していただけたらと思います。文言的にどうこうというよりは、そういうことを刻みながら前に進んでいっていただきたいと思います。

そして最後に、パブリックコメントの回答一覧を58ページに載せてくださっていますが、文字が小さすぎて、ほかの資料の文字と比べて大分読みづらいです。これはどうにか工夫していただいて、同じような大きさに載せていただきたいと思います。

以上4点です。

中央図書館長

どうもありがとうございます。まず1つ目の、西暦表示につきましては、直ちに修正いたします。2つ目の、当懇話会で進捗管理をしていくということですが、教育委員会にも報告をするよう考えておりますので、よろしく願いいたします。それから3つ目の、アプリのどれだけ増えていっているかを年度ごと等定期的に示すことについても、そのように考えております。そして4つ目の、字が小さいということについてはおっしゃるとおりなので、対策いたします。ありがとうございます。

教 育 長

それでは、いろいろ工夫をしてみてください。お願いします。
ほかにございませんでしょうか。

柳 澤 委 員

1 ページに第二次奈良市子ども読書活動推進計画について説明があつて、当然、いわゆる5年実施計画ということになると思うんですけども、上位計画である国の第五次計画が令和9年度で終了となり、恐らく令和9年度に令和10年度以降5年間の計画を立てられるのだと思います。対して、この計画は来年度から令和11年度までの5年間です。そうすると、国の第六次計画が出てくるときに、それより1年ぐらい遅れ

て市の第三次計画を立てるというイメージの方が素直に受け止められます。やはり情報化がかなり急速に進展していますので、子どもの読書をどう考えるかということについても、新たな視点が加わるかもしれないと個人的には考えています。その場合、ずっと令和 11 年度まで引っ張って行くのがよいのかという気もします。

市の子ども読書活動推進計画は 5 か年計画というのが前提で組まれているということかもしれませんが、国の第六次計画が令和 9 年度に審議会等でほぼ次年度の見通しが出てくる段階で前広に受け取っていただいて、もし積極的に改定が必要だというふうになれば、例えば令和 10 年度や令和 11 年度はどうするのかということも、懇話会等必要なところでご検討いただいたらよいと思います。

第五次計画の基本方針の 3 番目に「デジタル社会に対応した読書環境」とあります。もちろん、GIGA スクールのことと読書とは別であり、重なることはないんですけども、今回の本市計画で ICT のことが計画の概要の 2 番目に書いてあります。特に子どもと学校はリンクしていますから、今は見えてこないかもしれませんが、そこでデジタル対応をどうするかは大きな課題ですので、令和 7 年から 3 年経つ令和 10 年か令和 9 年くらいで、中間的に見直す必要はもちろんないんですけども、少し視野を持っていただけたらありがたいという印象を持ちました。

以上です。

中央図書館長

ありがとうございます。計画の改定のタイミングに関してのご意見だと思うんですけども、これにつきましてはおっしゃるとおりで、国の第五次計画の末が令和 9 年度なので、次の計画が令和 10 年度からまた出されてくると思いますし、それに奈良市の計画を合わせていくのが綺麗な形かと思います。今は令和 11 年度までの計画ということで作らせていただいたところですが、その期間中に国の新しい計画が出されたときに何か新しい考え方等が出てきましたら、懇話会などでも検討して追加するなどということは考えていきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

教 育 長

それでは、また国の動向も含めて、必要なときは柔軟に対応していくことを確認しておきます。

ほかにはよろしいでしょうか。

新 井 委 員

今回変更点としては 2 つあって、特に、ブックスタート事業を行うというのが大きく変わったところかと思います。文言の追加が新旧対応で出ているんですけども、関連するところはほかにもあるのではないかと思います。

例えば、30 ページの具体的な取組の一覧には、ブックスタート事業が出てくるはずですよ。計画として具体的にそういうものをやるので、

ここに載っているかと思って探したのですが、すぐに見つからなくて、多分載っていないのではないかと思います。

あとは、短期的指標についてもあります。34 ページに乳幼児の市立図書館の登録者数の記載があつて、パブリックコメントを実施する以前から目標値は 3,000 人だったと思います。ブックスタート事業をやるんだったらもっと増える可能性があるのではないかと思うのですけども、このあたりはどうでしょうか。

ひとまず、ブックスタートを始めたことによって記述がほかの箇所にも影響があるはずなのに、第 4 章の 2 の (1) のところだけ増えたと書いてあるので、もう少し追加された方がよいのではないかと思います。

教 育 長 記述がないということですね。

新 井 委 員 そうですね。関連して増えるところが随所にあるはずで、記述が 1 か所にしか増えていないところが気になります。

中央図書館長 お答えいたします。ブックスタートにつきましては、ただいま予算要求中でございますが、実際の具体的な取組としてなかなか書きづらかったということがあり、追加することが難しいと思い、書き変えておりませんでした。

新 井 委 員 でも、第 4 章の 2 の (1) には追記したんですよね。

中央図書館長 そうなんですけれども、具体的な取組としてはまだ始められていないので、難しいかと思いました。

新 井 委 員 その理屈でいくと 21 ページに追記するのもまずいのではないですか。よく分かりません。

教 育 部 長 ブックスタート事業をつなげていくということで、懇話会でも方向性や取組についてのご意見も出ていますので、それを盛り込んで方向性を示しているのが、この子ども読書活動推進計画です。もちろん市の事業ですので、予算をきちんと組み立てて計画するのが基本ではありますので、新井委員のご指摘のように、ほかのところにも具体的に示すことができるのが一番よいのですが、今回新たに組み込む必要があるだろうということで方向性は示しているものの、申し訳ないですが具体を盛り込むところについては、先ほどご意見も出ておりましたように、国や市の方向性であれば、懇話会の方に諮りながら加筆修正は柔軟に対応できるのではないかと考えております。

新井委員	まだ理解できないのですが、21 ページでも、具体的な取組という項目の一覧の中で2 番目にこのブックスタート事業が書いてあります。文言のニュアンスが少し違うというお話でしたが、具体的な取組の項目の中に入っていますよね。それを一通りまとめたのが、30 ページの具体的な取組の一覧であって、これまで挙げた取組をもう一度まとめ直しているのがこの表なんですよね。なぜ消えてしまうのですか。
教育部長	委員ご指摘の、第4章の2の(1)で方向性として書いてあるのであれば、具体的な取組の一覧にも当然書くべきだということは、ご指摘のとおりかと思います。修正や、表現についてどのような対応ができるか、図書館の方で検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。
教育長	表記を30 ページ、31 ページの中に入れるということですね。 ほか、よろしいでしょうか。 それでは、今ご意見いただいたところ、具体的な取組のところも漏れ落ちがないか再度確認をして、修正するというところでよろしいでしょうか。 それでは、ご意見がございませんので、議案第38号「第二次奈良市子ども読書活動推進計画」の策定について」、採決いたします。本案を修正案で可決することに決しまして、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、議案第38号は修正案で可決することに決定いたしました。 これで非公開を除く本日の案件は終了いたしました。

非公開案件

この審議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び奈良市教育委員会会議規則第5条の2の規定により非公開とする。

教育総務課長

教育長報告（1）「令和6年度3月補正予算要求額について」、教育総務課長より概要説明。

本件については、了承した。

教育総務課長
子ども政策課長

教育長報告（2）「令和7年度予算要求額について」、教育総務課長、子ども政策課長より概要説明。

本件については、了承した。

いじめ防止生徒指導課長

その他報告事項「奈良市立小学校におけるいじめ事象について」、いじめ防止生徒指導課長より概要説明。

本件については、報告を受けた。

教 育 長

これで本日の全ての案件は終了いたしました。その他、何かございませんでしょうか。

それでは、これもちまして本日の教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。